１．最終処分場

名　　称　　産業廃棄物最終処分場(管理型)

所 在 地　　千葉県東金市松之郷３７１７番地

許可番号　　第５－ハ－設－１号

種　　類　　汚泥（浄水処理汚泥）

２．最終処分場維持管理計画

| 維持管理項目 | 維　持　管　理　内　容 |
|---|---|
| 囲い及び立札 | 囲い、鋼板、フェンス及び門扉を設け、部外者の立ち入りが出来ないよう管理し、破損した場合は直ちに補修する。<br>また、門扉はその日の作業終了後、必ず閉鎖し施錠する。<br>表示等の立札は、表示内容の変更が生じた場合は直ちに書き換え、破損が生じた場合は速やかに補修する。 |
| 飛散流出防止 | 状況により覆土を行い飛散の防止を行う。<br>また、雨水による流出防止のため、最終覆土完了までは土嚢等により土砂流出の措置を行う。 |
| 悪臭の防止 | 廃棄物は浄水汚泥を天日乾燥したものであり、悪臭の懸念は無いが、状況により覆土を行い防止する。 |
| 防火 | 最終処分場内では火気の使用は絶対に行わない。 |
| 害虫等の発生防止 | 廃棄物は浄水汚泥を天日乾燥したものであり、害虫の発生する要因は無いが、万一害虫等が発生した場合は、覆土等で対応し、早急に駆除する。 |
| 地下水（放流水）の水質検査 | 地下水は公共水域に放流するため、観測用井戸２カ所から採水し、周縁地下水水質検査を、計量法に基づく計量証明事業所の資格を有する第三者機関に委託し実施する。<br>水質検査結果に異常が生じた場合には直ちに廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し千葉県知事と協議のうえ必要な措置を講ずる。 |
| 事故防止 | 事故の発生を防止するため、定期的な巡回点検を実施し、事故等を未然に防止する。<br>なお、地震、台風、大雨等の際には、場内、周縁の緊急巡回点検を実施し、事故のおそれのある場合は必要な措置を講ずる。 |
| 記録及び保存 | 廃棄物の埋め立て量、巡回点検、水質検査、その他の措置の記録は5年間保存する。 |
| 管渠及び雨水排水等 | 最終処分場外周の水路及び場内のＵ字溝は、定期的に巡回点検を実施し排水機能が低下しないよう土砂、ゴミ等を除去する。 |
| 通気装置の管理 | ガス抜孔は、定期的に巡回点検を実施し、異常が認められた場合は、速やかに補修する。 |
| 遮水工の管理 | 遮水シートは、埋め立て物の搬入、敷き均し、覆土作業にあたっては厳重な注意をはらう。<br>また、定期的に巡回点検を実施し、シート等の破損が認められた場合は速やかに補修する。 |
| 開口部の閉鎖 | 埋め立て完了後は、表面を厚さ１ｍの山砂により覆土し、開口部の閉鎖を行う。 |

| | |
|---|---|
| 閉鎖の処置 | 廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水汚染並びに火災発生の防止のための必要な処置を講ずる。<br>詳細は、千葉県知事と協議のうえ必要な措置を講ずる。 |

３．注記

①最終処分場の浸出液については水道水原水として再利用しているため、浸出液処理設備は無い。

②水質検査頻度については、千葉県知事と協議し実施している。